

日光市グループウェア構築・導入
業務委託仕様書

令和5年2月
日光市

グループウェア構築・導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に定める詳細な業務内容は、おおむね次のとおりとする。

なお、当該業務は、庁内会議等での協議等を踏まえて進めるため、内容を変更することがある。

1 業務の内容

- (1) グループウェアの構築・導入（新規）
- (2) グループウェア構築に係る機器の日光市仮想基盤への導入
- (3) 構築後の運用に関する助言指導
- (4) 操作マニュアルの作成及び提供
- (5) 管理者（1コマ約10人×1回）、利用職員（1コマ約10人×4回）を対象とした研修の実施
- (6) その他更新業務の円滑な執行に必要な業務

2. 想定作業工程

日光市グループウェア導入作業工程表

工程	2023年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 ～
【入札/契約】		入札 → 業者決定 → 契約							
【要件定義】(日光市における作業)	要件(詳細)定義								
【設計】システム/ネットワーク構築設計			設計						
【構築】システム構築/ネットワーク構築			構築						
【構築】アプリ実装/機能設定				構築					
【試験】サーバ観点/クライアント観点(単体/結合)					構築試験				
【試験】脆弱性試験						脆弱性試験			
【試験】総合試験(運用、基本機能)						総合試験			
【移行】SharePointデータ移行(利用者作業)							データ移行		
【導入】試験運用							試験運用		
【導入】研修(運用者研修、利用者研修)							研修		
【運用開始】									実運用開始

2 利用状況等

- (1) グループウェア利用職員数・・・約 1,200 人
- (2) 組織部局数・・・15 部 58 課（室）（令和 5 年 4 月時点）
- (3) クライアントパソコン台数・・・約 1,200 台
- (4) 利用ネットワーク：LG-WAN

※注意事項：モバイル端末の利用は想定しない。

3 グループウェアの機能等

(1) 基本方針

本市のグループウェアにおいては、平成 22 年度「日光市情報プラットフォーム構築事業」にて Microsoft 社 SharePoint 導入以降、今日まで利用しており、来年度に約 10 年を迎える。サーバをはじめとするハード面においては、平成 28 年度の更新から 5 年が経過し、故障時の迅速な対応を考慮し、『令和 4 年度情報システム基盤更新業務委託』において仮想基盤環境へシステム移行しているところである。ソフト面に関しては、Microsoft 社 SharePoint のサポートが令和 5 年中に終了することからグループウェアの運用環境を変更する必要があるとともに、組織内での情報共有や職員同士のコミュニケーションの活性化を図るため、新たなコミュニケーション機能を搭載したグループウェアを導入するものである。

なお、グループウェアを更新するに当たり、以下の点を考慮すること。

- ア サーバ環境については、日光市が用意する現行の仮想基盤環境への構築を想定している。
- イ OS、ミドルウェア他サーバ、クライアント端末に必要なライセンス等のうち、本仕様書に記載のもの以外は、受託者が準備すること。また、更新の必要なライセンスについては、システム稼働の間は受託者において更新すること。
- ウ 本市と受託者が互いに協力して、課題等が生じたときは速やかに解決し、システムの円滑な運用を図ること。
- エ 人事異動等によりグループウェア利用職員数が 300 人程度増加しても、追加費用が発生することなく対応が可能なように、システムの拡張性を担保すること。
- オ サポート体制が確立され迅速に対応できること。

(2) 機能概要

グループウェアは下記要件を満たし、適正に稼働する環境とすること。

ア サーバ

本市が自庁導入している仮想基盤サーバ（以下「仮想基盤サーバ」という。）へ構築するものとする。

仮想基盤サーバに構築する場合は、調達に必要な以下の情報を提供すること。

- ・ OS、CPU コア数、メモリ、HDD 等

なお、仮想基盤サーバにてグループウェア用に割り当て可能なリソースの最大値は以下のとおりとし、最大値に収まるように提案すること。

・CPU：12コア メモリ：16GB HDD：2TB

OS等について、Windows Server 2019 及び CAL は本市にてライセンスを提供する。

また、仮想基盤サーバのゲストOSの基本インストール作業は、保守業者（以下「富士通Japan株式会社」という。）にて実施するため、受託者側で必要となる費用については、富士通Japan株式会社へ事前に問い合わせのうえ見積りに含めること。

なお、データのバックアップは、仮想基盤サーバのバックアップ機能を用いて初回のみ行う。ただし、仮想基盤サーバのバックアップについてはイメージバックアップとなるため、本方式以外にバックアップの取得が必要となる場合は、受託者側で必要となる環境を整備すること。

イ クライアント

(7) OS等 Windows 10 Enterprise LTSC 2021/Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome

(イ) オフィスツール等

Microsoft Office LTSC Professional Plus 2021

(ウ) ネットワーク環境

グループウェアシステムは、庁内LAN上にて問題無く稼働すること。

ウ その他のプログラムなどをクライアント端末にインストールする必要のないWeb方式によるシステムであること。ただし、新着情報デスクトップ通知機能を利用の場合についてはクライアント端末へのインストールを認める。

エ グループウェアへのログインは統合Windows認証によるシングルサインオンが可能なこと。

オ 構築後、バージョンアップを行うことにより長期間（5年以上）に渡りシステム保守が可能なシステムであること。

カ 操作における応答時間は、ユーザーにストレスを感じさせないレスポンスを確保すること。性能要件については、設計時に協議する。

キ データの蓄積により処理速度に影響を及ぼすことのないようデータ構造において合理的なシステム構築を行うこと。ユーザの利用によるデータ容量を設計段階で見積もり、必要なディスク容量を設計情報として提示すること。

ク 不正な処理等に対するセキュリティとして、操作ログの監視や取得を行えること。詳細な要件については、設計時に別途協議する。

ケ 年度切替時の人事異動及び組織改変に際し、必要なシステム設定が容易かつ迅速に行えること。

コ その他機能要件の詳細は別紙「システム機能要件表」のとおり。

なお、機能要件を満たさない場合であっても代替案がある場合は可とする。

4 セキュリティ対策

- (1) サーバのセキュリティ対策ウイルス対策ソフトのパターンファイルを更新できるようにすること。ウイルス対策ソフトは本市が指定したものを使用するものとし、ライセンスについては本市が用意する。

なお、仮想基盤サーバに構築する場合は、インターネット環境との接続を遮断しており、システムから直接インターネットに接続できないため、インターネット接続での更新以外の方法とすること。

- (2) グループウェア管理者

グループウェア上にシステム管理者の権限においてのみ処理できる項目（例：アカウントの追加削除、アカウントグループの設定、アカウントグループの権限設定、動作ログ・操作ログの取得、等）を設定し、運用できること。

- (3) グループウェア操作を行う者の権限

グループウェアを操作する者の権限は、アカウントグループごとに設定された権限に応じ、実行できる処理が制限可能なこと。

5 運用前後の支援

- (1) 標準操作・運用マニュアルの提供

「グループウェア標準操作・運用マニュアル」を提供すること。

- (2) 職員研修の実施

ア 日光市職員を対象とした訪問形式の研修（1回最大2時間/10名程度（管理者向け1回、一般利用者向け4回））を実施すること。研修模様を録画し、後日、参加していない職員に参照可能とすること。

イ 研修時期については、本市との協議により決定すること。

- (3) グループウェア更新の支援

グループウェアのバージョンアップ等の更新に際し、適宜必要な助言及び支援を行うこと。

6 納品

- (1) グループウェア

仮想基盤サーバに構築する場合は、グループウェアが稼働するために必要となる機器類（ライセンス類含む。）と関連ドキュメントを「電子媒体」にて納品すること。

- (2) 成果物

ア 構築設計ドキュメント（一式）

イ 試験項目書兼試験結果一覧（一式）

ウ 業務完了報告書 1部（紙）

エ グループウェア標準操作・運用マニュアル（一般利用職員向け及び管理者向け）各2部（紙）

オ 上記ア、イ及びエの電子データ一式

(3) 納品場所

日光市役所 企画総務部 総合政策課 行革 ICT 係
(栃木県日光市今市本町1番地)

7 保守及び運用支援

(1) 障害対応

ア システム障害が発生した場合は、本市と受託者が協力して迅速な障害切分け、原因調査、システムの復旧を行うこと。なお、障害切分け作業の結果、原因が受託者の責に帰さないと判明した場合であっても、システムの迅速な復旧に向けて最大限の協力を行うこと。

イ 障害復旧後は、状況、原因、処置内容及び再発防止策等について報告書にまとめて提出すること。

(2) 運用要件稼働

ア 保守期間中において操作や運用等に関する本市からの問合せに対応できるようにすること。対応（受付）時間は、日光市の休日を定める条例に基づく休日を除く月曜日から金曜日（9時00分から17時00分）までとする。

イ 仮想基盤サーバに構築する場合は、セキュリティの観点から緊急性が高いと判断されるプログラムのバージョンアップ作業やセキュリティ修正プログラムについて、本市と協議した上で適用作業を行うこと。

ウ 通常時の人事異動については、本市職員により人事異動に伴うユーザー情報更新作業が実施出来ること。

8 その他

記載されていない事項については、本市企画総務部総合政策課行革 ICT 係と協議の上決定すること。